

第1回いわき市下水道事業等経営審議会資料

【下水道事業等の概要について】

平成31年3月

いわき市 生活環境部 生活排水対策室 経営企画課



目次

● 下水道事業等の概要について

- | | |
|--------------------|-------------|
| ・ 経営審議会について | 1 P ~ 2 P |
| ・ 生活排水処理施設の種類について | 3 P ~ 4 P |
| ・ 汚水処理人口普及率について | 5 P ~ 6 P |
| ・ 下水道事業について | 7 P ~ 10 P |
| ・ 地域汚水処理事業について | 11 P ~ 12 P |
| ・ 農業集落排水事業について | 13 P ~ 14 P |
| ・ 両事業の現状と課題について | 15 P |
| ・ 両事業の「経営戦略」策定について | 16 P |



1 経営審議会について①

● 下水道事業等経営審議会の設置目的と活動内容について

審議会の設置目的

- 下水道事業は市民生活との結びつきが強く、その取組みには市民の意見を反映させることが重要
- 平成28年度の企業会計化に合わせ、下水道事業の経営全般に渡る調査研究・検討・提言等を行う経営審議会を設置し、市民協働による経営の仕組みづくりを行うこととしていた。



- 平成28年4月、下水道事業、地域汚水処理事業及び農業集落排水事業（以下「下水道事業等」という。）に地方公営企業法の財務規定等を適用し、企業会計を導入
- 同年10月より下水道事業等経営審議会（以下「審議会」という。）を設置

第1次審議会の活動内容

- 委嘱状交付
- 施設視察、勉強会
- 市長から審議会に対し「下水道事業等の経営について」の内容で諮問
- 諮問内容について、7回にわたる審議
- 市長に対し答申を実施



● 第2次下水道事業等経営審議会の設置主旨及び概要について

第2次審議会の設置主旨

- 国は、公営企業改革の取組の一環として、全ての各公営企業に対して、平成32年度までの「経営戦略」（中長期的な経営の基本計画）の策定を要請
- 第1次審議会では、「下水道事業の経営」について、経営戦略の策定を進めながら重点的に審議
- 他方、「地域汚水処理事業及び農業集落排水事業の経営」については、現状と課題を分析し、持続可能な事業経営のため、当面の課題解決への方向性が整理されている状況



- 「地域汚水処理事業及び農業集落排水事業の経営」についても、第1次審議会と同様に、**両事業の経営戦略策定を進める中で、重点的に審議していく必要があることから、今回、第2次審議会を設置するもの**

第2次審議会の概要

- 下水道事業等（今回は、主に地域汚水処理事業及び農業集落排水事業）の経営に関し、市長の諮問機関として、必要な事項を調査審議
- 当面は、各委員の下水道事業等の理解を深めるため、施設見学などにより事業に関する説明を行う
- 次年度は、施設見学と諮問を含め3回の開催を図り、その翌年度に答申を予定



3

生活排水処理施設の種類について①

●本市の生活排水処理施設の種類について

<生活排水処理施設の種類>

下水道事業等経営審議会条例第1条に規定する「下水道事業等」

公共下水道

主に市街地の汚水と雨水を処理
(汚水の処理費用として、下水道使用料を徴収)

地域污水处理施設

民間事業者が開発した住宅団地における汚水を処理【施設は市に帰属】
(汚水の処理費用として、地域污水处理施設使用料を徴収)

農業集落排水
処理施設

中山間地域の一定人口集中地における汚水を処理
(汚水の処理費用として、農業集落排水処理施設使用料を徴収)

合併処理浄化槽
(個人設置型)

上記以外の地域において、各家庭に設置して汚水を処理
〔設置費用の補助制度あり【国補助約40%+市独自の上乗せ約10%】
うち、補助制度拡充区域【国補助約40%+市独自の上乗せ約20%】〕

<その他の排水処理方式>

単独処理浄化槽

- ・トイレの汚水だけを処理する浄化槽
- ・台所や風呂などの排水は**未処理のまま放流**

くみ取り便槽

- ・し尿をくみ取る方式のトイレ
- ・台所や風呂などの排水は**未処理のまま放流**

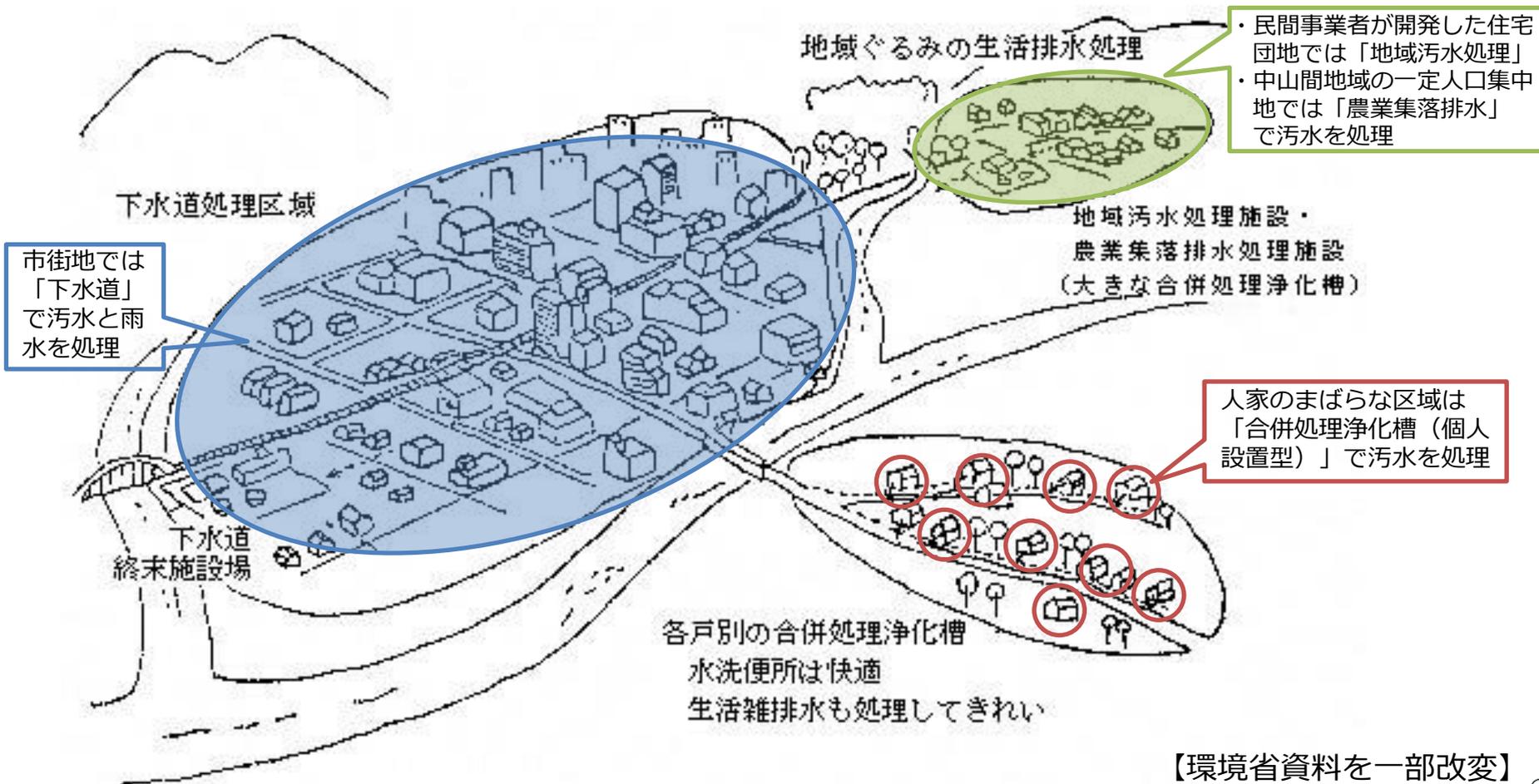
その他の排水処理方式は、生活排水処理施設としては【未整備】と**区分**されます。



4

生活排水処理施設の種類について②

●生活排水処理施設の概念図について

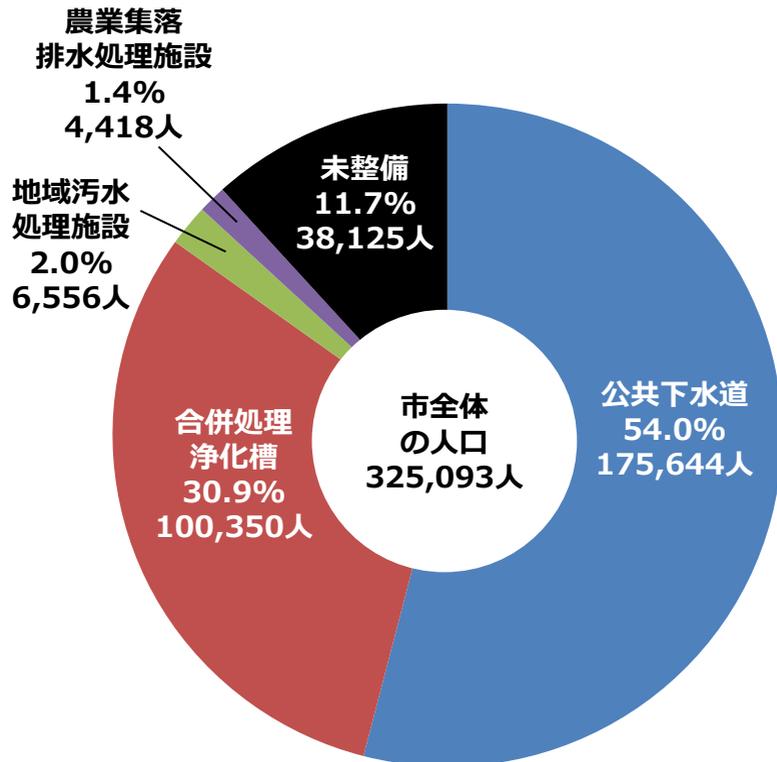


5

汚水処理人口普及率について①

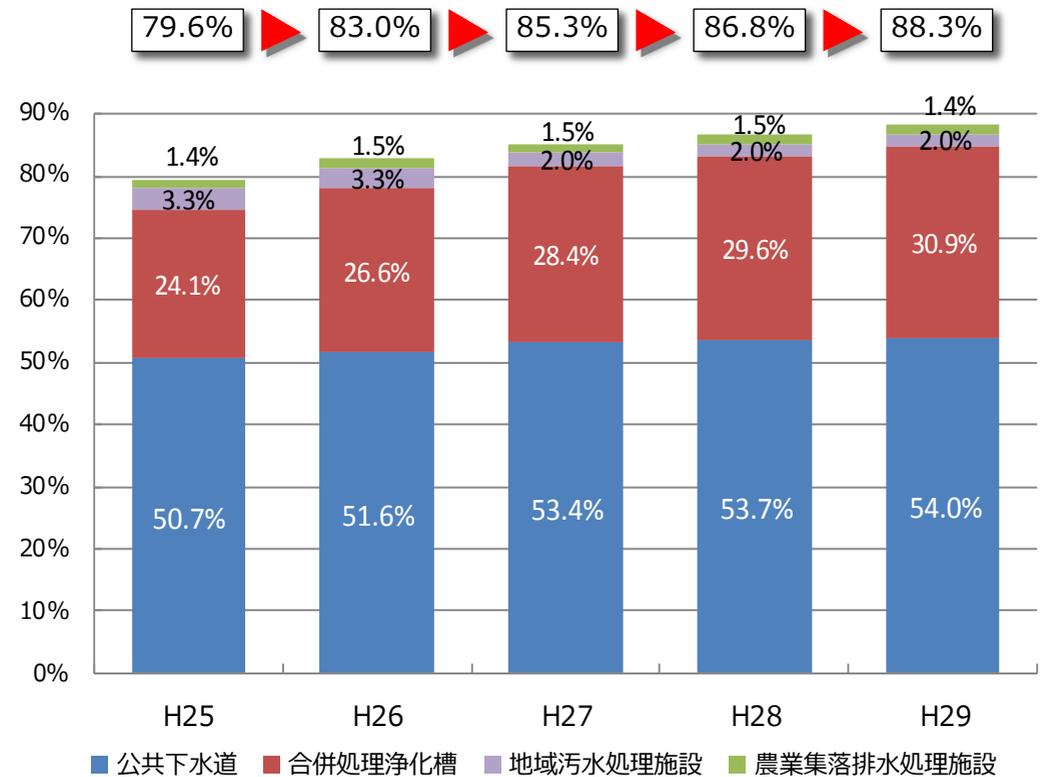
●本市の普及率の状況及び推移について

<普及率の状況（平成29年度末）>



※ 未整備（単独処理浄化槽・くみ取り便槽）
 いわき市では、**9人に1人以上が未整備人口**となっている。

<普及率の推移（過去5か年）>



6

汚水処理人口普及率について②

●本市の普及率の特徴について

<普及率の比較（平成29年度末）>

	汚水処理 人口普及率	(処理施設内訳)			
		下水道	浄化槽	集落排水等	その他
全国平均	90.9 %	78.8 %	9.2 %	2.7 %	0.2 %
福島県平均	82.6 %	53.3 %	22.8 %	6.5 %	0.0 %
いわき市	88.3 %	54.0 %	32.9 % (うち、地域污水2.0%)	1.4 %	0.0 %
福島市	85.4 %	65.7 %	18.8 %	0.8 %	0.0 %
郡山市	89.3 %	73.1 %	12.4 %	3.9 %	0.0 %

※ 処理施設ごとに四捨五入したため合計が合わないことがあります。

<本市の普及率の特徴>

① 普及率は着実に向上している	H19年度 66.8% ⇒ H24年度 76.4% ⇒ H29年度 88.3%
② 全国平均は下回っている	全国平均 90.9%、 本市 88.3%
③ 県内平均を上回っている	県内平均 82.6%、 本市 88.3%
④ 浄化槽の普及率が高い	全国平均 9.2%、 本市 32.9% 、福島市 18.8%、郡山市12.4%



7 下水道事業について①

●下水道の整備状況について

本市の公共下水道事業は、生活環境の改善や雨水排除、さらには公共用水域の水質保全を図るため、合併前の旧平市が昭和33年に、旧磐城市（現小名浜地区）が昭和35年に事業認可を受けて整備が進められてきました。

昭和41年の「いわき市」の発足により、平・小名浜地区の公共下水道事業が「いわき市公共下水道事業」に一本化され、その後、市街地を中心に整備区域（面積）を拡大してきました。

なお、老朽化が進行した東部浄化センターについては、平成35年度までに、隣接する中部浄化センターの処理能力増強や接続管きよの整備等により、処理施設を廃止し、東部処理区を中部処理区に編入する予定。

<各処理区における整備状況について（平成29年度末）>

処理区名	北部処理区 【平、四倉、内郷など】	東部処理区 【小名浜市街地】	中部処理区 【小名浜、湯本、泉など】	南部処理区 【植田、錦など】	合 計	
浄化センター所在地	平下神谷字天神104-1	小名浜字吹松18-1	小名浜大原字芳際 1	錦町浜田27	4 箇所	
供用年月	合流:昭和49年5月 分流:平成元年5月	合流:昭和44年10月 分流:昭和60年9月	分流:昭和61年11月	分流:平成8年4月	-	
実績	整備面積	1,481 ha	372 ha	1,954 ha	405 ha	4,212 ha (行政区域の3.4%)
	管きよ延長	392.4 km	100.5 km	503.0 km	112.1 km	1,108.0 km
	ポンプ場	17 箇所	4 箇所	12 箇所	7 箇所	40 箇所
	処理(区域内)人口	59,021 人	13,408 人	87,638 人	15,577 人	175,644 人 (普及率 54.0%)
	水洗化人口 (接続人口)	56,141 人	13,383 人	79,896 人	12,500 人	161,920 人
水洗化率 (接続率)	95.1 %	99.8 %	91.2 %	80.2 %	92.2 %	



8

下水道事業について②

●下水道使用料の概要について

- 使用料とは、家庭や事業所等から汚水を下水道に流す方に対して、汚水をきれいに処理するための費用（下水道管や浄化センターの維持費など）を負担していただくもの。
- 使用料については、水道料金と一体的に徴収（2か月ごとに徴収）し、使用水量（水道と同量）に応じて負担していただいている。
- 昭和45年1月に使用料を設定して以来、平成26年度まで8回にわたり改定。第1次審議会からの答申を踏まえ、市において使用料の改定を判断し、**平成31年4月より14.8%の改定**を実施する。

<下水道使用料及び料金表>

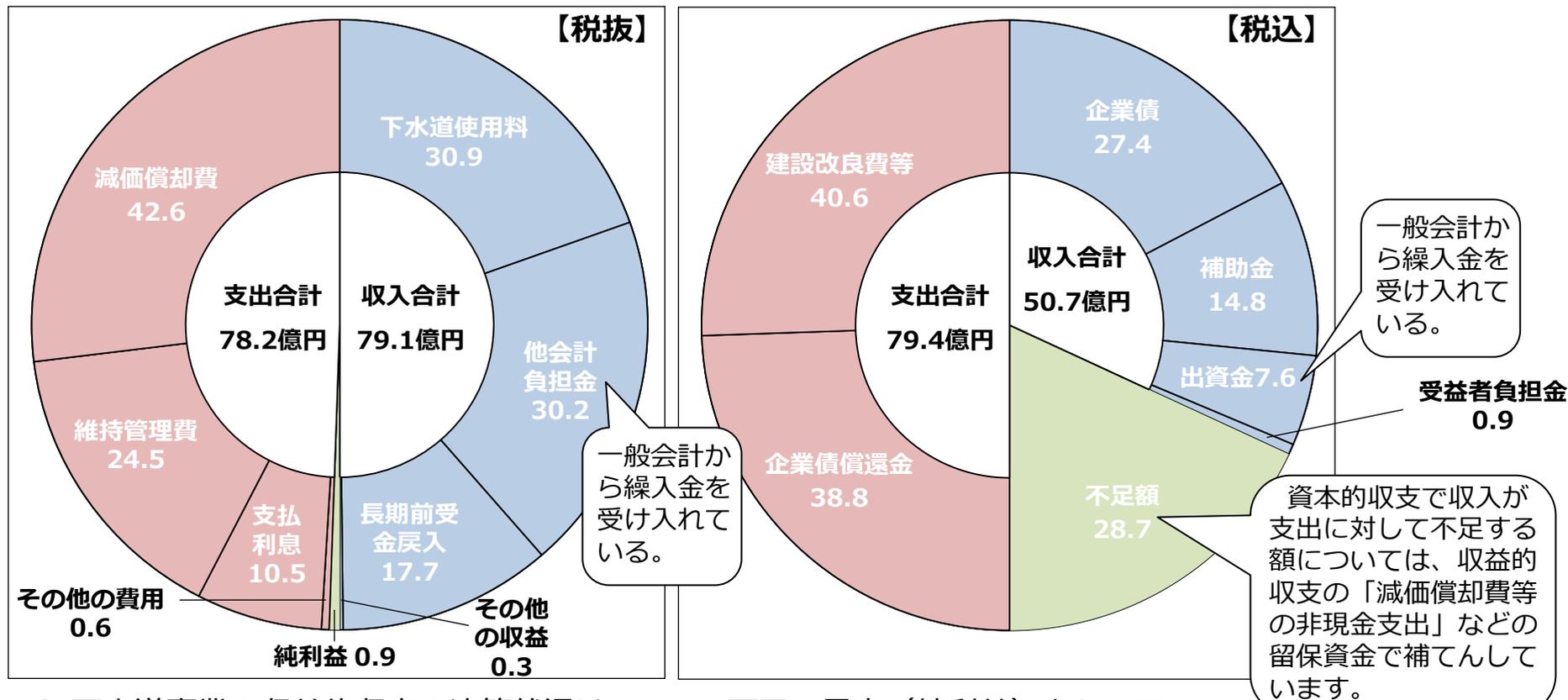
○ **下水道使用料 月額（税込8%） = 基本料金 + 10m³を超えた部分**

汚水の種類	使用料区分	現行使用料 (H26.7改定)	改定後の使用料 (H31.4改定)	比較増	
一般汚水	基本料金 (10 m ³ まで)	1,432.08 円	1,643.76 円	211.68 円	
	超過 1 m ³ につき 使用料	11m ³ ~20m ³	156.60 円	179.28 円	22.68 円
		21m ³ ~30m ³	172.80 円	198.72 円	25.92 円
		31m ³ ~50m ³	181.44 円	208.44 円	27.00 円
		51m ³ ~100m ³	237.60 円	273.24 円	35.64 円
		101m ³ ~200 m ³	257.04 円	294.84 円	37.80 円
		201m ³ ~500 m ³	274.32 円	315.36 円	41.04 円
		501 m ³ 以上	291.60 円	334.80 円	43.20 円
公衆浴場 汚水	500 m ³ まで (1 m ³ につき)	51.84 円		-	
	501 m ³ から (1 m ³ につき)	36.72 円		-	



●平成29年度の決算状況について

収益的収支（汚水や雨水を処理するための収支） 資本的収支（施設を整備するための収支） （単位：億円）



○ 下水道事業の収益的収支の決算状況は、8,655万円の黒字（純利益）となっている。

○ 企業債残高は641億円となり、前年度の652億円から11億円（1.75%）の減と着実に減少している。



10 下水道事業について④

●下水道事業の現状・課題と課題解決の方向性について

事業の現状・課題

- 本市の下水道は、整備開始から50年以上が経過
- 現在、概ね市民の2人に1人以上の生活排水を処理しているが、未接続の現状もある。
- 下水道の整備には、国庫補助金や企業債などを財源として活用しながら、多額の費用を要してきた。
- **企業債の返済（元金償還金と利息）にかかる負担が大きい中で、今後、施設の老朽化の進行による更新費用の増大と、人口減少により使用料収入の減少に向かうことは避けられない。**
- **下水道使用料については、汚水処理経費を下水道使用料のみで賄いきれず、繰入金に依存している現状**
- このままでは、将来、さらに厳しさを増す経営環境を乗り越えていくのは困難



課題解決の方向性

- これらの経営課題を解決するために必要な施策を経営戦略に位置付け、着実に実行していく必要がある。
- しかしながら、経営戦略における各種施策を展開し、**支出の合理化・抑制を図ったとしても、収支不足が避けられない見通し**であった。
- よって、**経営戦略の確実な実行のため、収入を確保していく必要があったことから、下水道使用料の改定を実施**



11

地域汚水処理事業について①

● 地域汚水処理施設とは

地域汚水処理施設とは、民間の開発事業者（住宅団地造成者）が大規模住宅団地を開発した際に導入した生活排水処理施設を、いわき市が帰属を受けた上で維持管理を行っているもの。

<各施設の整備状況について（平成29年度末）>

地区名		勿来白米	石森	南台	草木台	洋向台	合計
処理施設所在地		勿来町白米 林ノ中30-345	石森一丁目1-15	南台二丁目48	草木台二丁目 23-13	洋向台五丁目 27-40	5箇所
供用年月		昭和53年12月	昭和61年3月	平成5年8月	平成2年10月	昭和58年9月	—
整備後経過年数		40年	32年	25年	28年	35年	平均 32年
帰属年月		平成2年5月	平成9年4月	平成15年4月	平成15年4月	平成16年4月	—
実績	処理面積	21.0 ha	39.7 ha	140.4 ha	38.4 ha	47.6 ha	287.1 ha
	管きよ延長	8,579 m	7,899 m	21,083 m	11,144 m	15,295 m	64,000 m
	処理人口 (接続人口)	940 人	1,354 人	1,332 人	1,079 人	1,851 人	6,556 人 (普及率 2.0%)
	接続戸数	344 戸	548 戸	488 戸	623 戸	734 戸	2,737 戸

<施設使用料>

○ 地域汚水処理施設使用料 月額（税込8%） = 1戸あたり2,910円



12

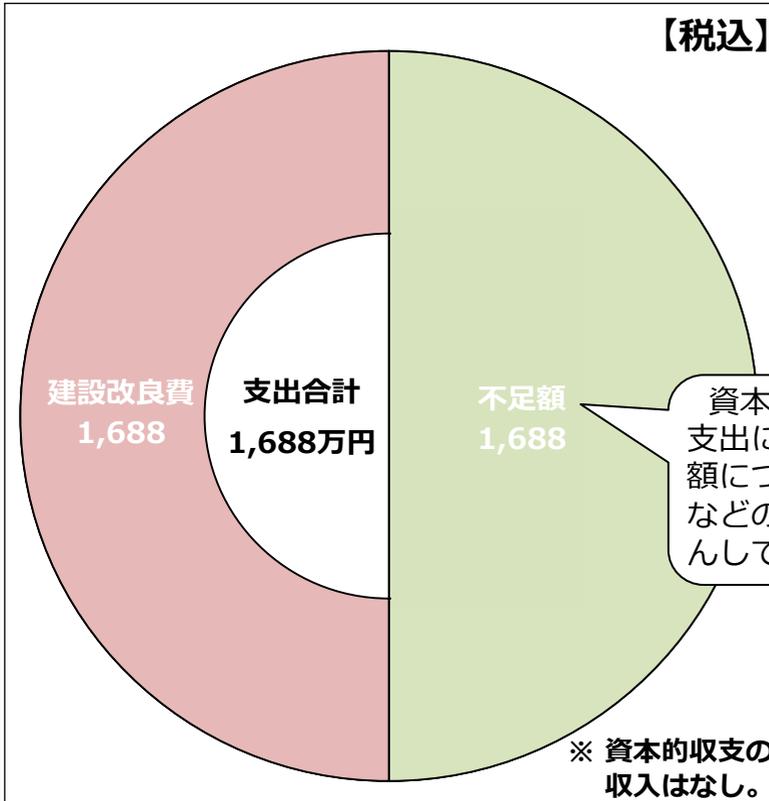
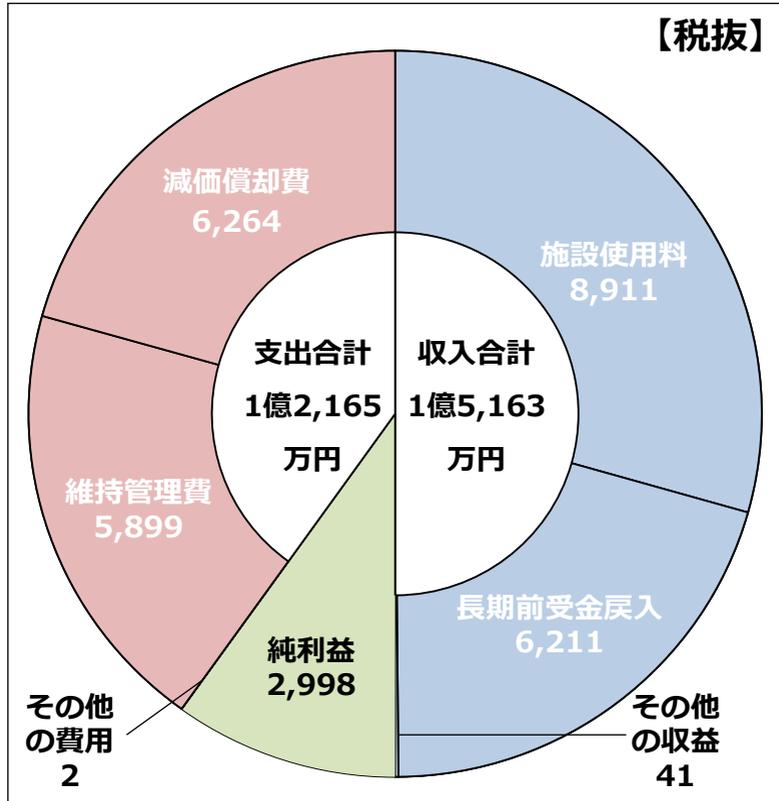
地域汚水処理事業について②

●平成29年度の決算状況について

収益的収支（汚水进行处理するための収支）

資本的収支（施設を整備するための収支）

（単位：万円）



資本的収支で収入が支出に対して不足する額については、引継金などの自己資金で補てんしています。

- 地域汚水処理事業の収益的収支の決算状況は、**2,998万円の黒字（純利益、経常利益）**。
- 資本的収支の不足額に対する補てん可能な財源は、4億683万円（上記の純利益2,998万円も含む）。



● 農業集落排水処理施設とは

農業集落排水処理施設とは、農村地域の生活環境の改善や農業用排水の水質汚濁の防止を図り、あわせて公共用水域の水質保全を目的にした公共下水道のような汚水の集合処理施設。

<各地区の整備状況について（平成29年度末）>

地区名	下小川	戸田	永井	三阪	渡辺	遠野	合計	
処理施設所在地	小川町下小川 字小沢口150	四倉町戸田 字古川218	三和町下永井 字峰岸13	三和町下三坂 字下ノ里52-1	渡辺町松小屋 字榎株121	遠野町滝字 中川原2-2	6箇所	
供用年月	平成14年4月	平成15年4月	平成16年4月	平成19年4月	平成18年4月	平成27年4月	—	
整備後経過年数	16年	15年	14年	11年	12年	3年	平均 12年	
実績	処理面積	90 ha	31 ha	77 ha	185 ha	58 ha	229 ha	670 ha
	管きよ延長	11,567 m	5,343 m	19,797 m	23,308 m	11,798 m	30,724 m	102,537 m
	処理人口	565 人	246 人	377 人	600 人	446 人	2,184 人	4,418 人 (普及率 1.4%)
	接続人口	514 人	242 人	355 人	433 人	429 人	1,264 人	3,237 人
	接続率 (処理人口ベース)	91.0 %	98.4 %	94.2 %	72.2 %	96.2 %	57.9 %	73.3 %

<施設使用料>

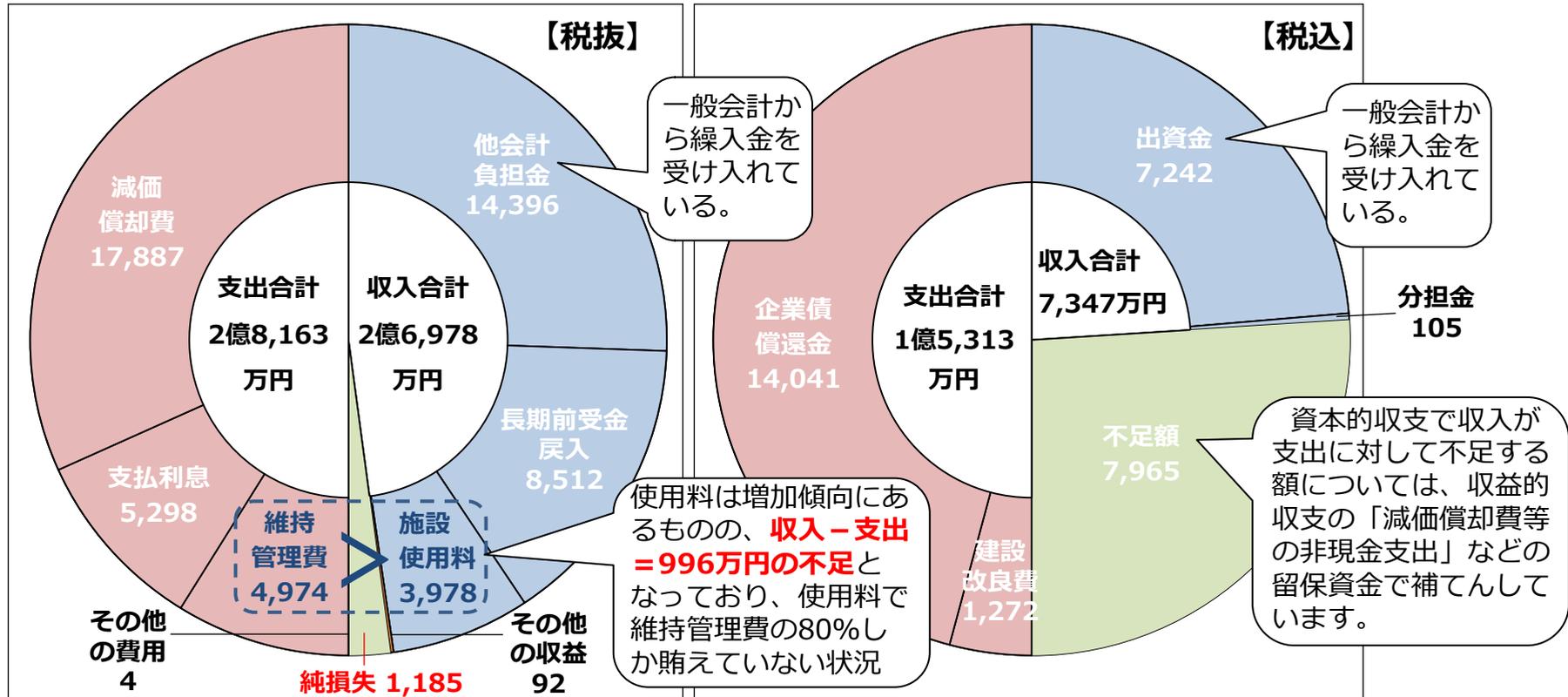
○ 農業集落排水処理施設使用料 月額（税込8%） = 基本料金（2,130円） + （人員×430円）



●平成29年度の決算状況について

収益的収支（汚水処理のための収支）

資本的収支（施設を整備するための収支）（単位：万円）



- 農業集落排水事業の収益的収支の決算状況は、**1,185万円の赤字(純損失、経常損失)**。
また、前年度までの未処理欠損金(赤字)2,146万円と合わせて、累積の欠損金は3,331万円。
- 企業債残高は28.8億円となり、前年度の30.2億円から1.4億円(4.6%)減少しているが負担は大きい。



● 地域汚水処理事業と農業集落排水事業の現状と課題について

事業名	接続人口等・使用料収入	経営状況・課題
地域汚水処理事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 処理（接続）人口は、震災以降おおむね横ばい ○ 使用料収入は、増加傾向 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営状況は、民間事業者が整備した生活排水処理施設について、市が帰属を受けたことにより、企業債の返済（元金償還金と利息）にかかる負担が無いことから、現時点においては、おおむね健全な（黒字）経営を行っている状況 ○ 一方で、各地区の施設整備から平均32年(最長40年、最短25年)が経過していることから、施設の老朽化の進行が懸念される。
農業集落排水事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 接続人口は、遠野地区以外ではおおむね横ばい H27に全面供用を開始した遠野地区では年々増加 ○ 使用料収入は、接続人口の増加に伴い、増加傾向 ○ 接続率は、9割を超える地区と6～7割に留まる地区に分かれる。 接続率が低い（三阪・遠野）地区において、接続率を向上させる取組みが重要 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営状況は、多額の企業債を財源として施設整備を行ったため、それに対する費用(減価償却費、企業債の元金償還金や利息)により支出が固定化し、収支改善を図るのが難しい状況 ○ 企業債の返済に対する負担が大きいことに加え、施設使用料で維持管理費を賄っていないこと等により収益的収支は経常赤字となっており、赤字解消のため一般会計から繰入金を受け入れている状況



16 両事業の「経営戦略」策定について

● 経営戦略策定の背景について

- 下水道事業等は公営企業であるため、その料金収入（使用料）により、経営を行う独立採算制を基本としながら、住民に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを将来にわたり持続的に提供する必要がある。
- 現在、下水道事業等をめぐる経営環境は、施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大、少子高齢化・人口減少による使用料収入の減少など、その厳しさを増しつつある。
- このような中でも、安定的で持続可能な事業経営が求められており、そのためには、**自らの経営についての確な現状把握を行ったうえで、徹底した効率化、経営健全化を行う必要がある、中長期的な視点に基づいた経営計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤の強化と、財政マネジメントの向上を図る必要がある。**

● 経営戦略の概要について

- 策定の必要性
国の公営企業改革の取組みにおいて、下水道事業に対して平成31年度までの企業会計の導入と、**全ての公営企業に対して平成32年度までの「経営戦略」の策定を要請している。**本市では、下水道事業は策定済だが、**地域汚水処理事業及び農業集落排水事業は未策定であり、両事業の「経営戦略」策定が必要となる。**
- 経営戦略に必要な内容【国の「経営戦略策定ガイドライン」より】
 - ◇ **投資・財政計画（収支計画）を基本**としたものである
 - ◇ 計画期間は10年間以上を基本とする
 - ◇ 投資・財政計画において**計画期間内に収支均衡を図る**必要がある
 - ◇ **収支均衡が図られない場合には、収支ギャップの解消に向けた取組みの方向性を示す必要がある**
 - ◇ 効率化・経営健全化のための取組方針が示されていること
 - ◇ 進捗管理(モニタリング)や見直し(ローリング)等の戦略の事後検証や更新等に関する考え方が記載されていること
 - ◇ 議会・住民への説明が必要である

